令和７年度５月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年　５月２１日
時間:１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１０名（欠席３名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩		４　服部　耕二
		７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　１名（欠席４名）

			12　三田　　誠

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	会長の挨拶ですけど、田んぼの事や、田植えのことがたいていあるんですが、だいたいに、一段落ついたんかなあという感じですが、まあ、まだ、まだ。うちらの話になると、今年の××に雪が溶けての、山からの水が予想より出んでパサパサしたような田んぼが。難点は残こっとりますが。最近で言えば、高いということで米不足ということから、色々、農地法とか農業委員会のことがよくテレビで出だしたなあという気がしますけど、まあ認知してもらえればだいぶあったりするんかなあというような気がしております。まあ、今からまた、暑い日がどんどん続きますけど、まだ残った田んぼがあったりしますが、順調にいく事を願っとります。 それでは､2 番の議事録署名委員の指名ですけど､本日は 13 番の高木委員さん。から、2 番の沖田委員さんです。から、欠席届の方が、3 番の荒木委員さん。5 番の種委員さん。 6 番の服部委員さんの方から欠席の届出が出ています。 それでは、あの、3 番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は 2 件上程されています。事務局、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい、始めに申請番号 073-4。農地の所在は布施××-×。登記地目が田。面積が 1870 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 233 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 79 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が田。面積が 1452 ㎡。同じく、布施××。登記地目が畑。面積が 254 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 129 ㎡。同じく、布施××。登記地目が畑。面積が 1051 ㎡。同じく、布施××。登記地目が畑。面積が 690 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が田。面積が 916 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が田。面積が 427 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が田。面積が 1767 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん､譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号 073-5。農地の所在は市木××-×、登記地目が畑、面積が 170 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん、譲受人は▲▲▲▲さんです。以上、2 件です。
議　長	事務局が読み上げしていただきましたけど。それでは審議の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-4 の件に関して、松﨑委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告をお願いいたします。
１０番	それでは､失礼いたします｡申請番号 073-4 について説明させていただきます。先般、15 日、推進の三上さんと調整させていただきまして、●●さん夫婦と面談をさせていただきました。ちなみに、●●●●さんという方から以前から相談を受けておりまして、その●●●●さんというのが○○さんとこの娘さんで、伏谷の方に嫁がれて現在に至っております。○○○○さんのお父さんにあたる人が、約 30 年前くらいにはもう、すでに亡くなられておられまして、もう、ずっと生まれも育ちも大阪です。もっとも知る@@@@さんの方が十数年前に亡くなられて、相続という形で、お父さんを追い越して○○さんの方に相続をなさったようですが、色々とあの遠方、あるいは都会育ちということで、ほとんど関心がない

	という状態です。ほぼほぼ、●●さん夫婦が畑及び屋敷の方はずっと管理して来られました。今回の、中山間の直接支払の見直しがありまして、地図で見ていただきます。地図の２ページ目の所ですけども、ぱっと見たんでどこかあ分からんと思います。場所は、布施地区の布施一集落という所ですけども。赤馬の滝が分かる人だったら、理解してもらえるかもしれませんが。布施の公民館から、約２ｋぐらい伊矢谷川を下った所で、元々、６件ぐらいしか家のないような所です。で、現在住んでおられるのは、その内の一人です。もう、すでに先が見えてるいうようなところですが。今回の中山間の見直しに関して、一週間の方から地図でいいますと、上の地図の方が見やすいかと思いますが。右側の方に、３筆ほど田んぼがあるんですが、それに行く道が災害によって遮断された状態になっております。で、なおかつ中山間から離れたという事で、そのタイミングで○○さんの方から、なんとか、おばさんの●●さんの方に譲り受けてほしいという話が出たそうで、今回のアポイントがあっております。チェックシート等にも照らし合わせても、何の問題なかろうと思いますので、ご審議の方どうぞよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。三上推進委員さん、今日は欠席？
１０番	欠席です。
議　長	先ほど、説明していただきましたけど。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をして質問をしてください。
２　番	はい。
議　長	はい。沖田委員さん。
２　番	譲受け人の●●さんは、伏谷に在住ですか？布施までいうたら、ちょっと距離があるんですけど、耕作とかいうのは・・。その機械とか。ああいうのは、どうされるんでしょうか？
１０番	できる限り、今の伏谷から持って行って、やるつもりではおる。ただ、●●さん夫婦も、そう、若くないんで。いつまでやれるかいう事は案じてはおられました。
２　番	はい。分かりました。
議　長	他にございますでしょうか？
	（意見、質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-4 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして。申請番号 073-5 の件に関しまして、高木委員さん。現地の調査及び聞き取りの報告、説明をお願い致します。
１３番	はい。お願いします。先日、受け人である▲▲▲▲さんと面談をいたしまして、現地についてお話を色々と聞かせてもらいました。場所は、雲海ロードというのがあるんですけども、それを過ぎてずーっと市木の方へ下って行く、一番最後を手前当たりから右手に入る道がございます。その道を、ずっとまた奥に入ってい

	くと、昔は日貫へ抜ける道があったらしんですが、そういうような場所です。地図を見ていただきますと、＃＃＃＃、＄＄＄＄という2つのすいごい家が並んどるですが、実は＄＄＄＄さんがお父さん。＃＃さんが息子さん。という形で、今＃＃さんの名前になっている所に、家があったんですが。＄＄さんが、役場を退職された時に、隣居地として新しく家を建てられた。それが、＄＄＄＄という名前の家になっている事だと思います。8月の時に結構、昔々の話で、実は、桑畑をして△△さんの方で、大きくなってらっしゃったと。△△さんっていうのは、ずっと斜線の所から、左に行きますと県道を上がって△さんの△。△△と書いてあるお宅があるんですけども、それが、実は、昔の大地主にあたる方で、服屋をやっていてカイコですね。カイコの事業するのに、事業というか仕事をする為にそこを桑畑として利用でやってらっしゃって、それを××を全然、ずーっと前に××だけが残ったという事らしいです。今、△△△△さんっていうのが地図上には載ってないんですけども、色々お父さんからの相続ですかね。そういうのが、遅れていて▲▲▲▲さんの方が、これ▲▲▲▲さんのお父さんの名前だとしても、お父さんが亡くなられまして、周辺の土地を色々整理をすると、そこ土地、その周辺の土地が▲▲さんの名義になっておる。いうことで、一応整理したいと。綺麗にしたいということで申請出した。ということです。それで、▲▲さんの方に、何の問題なく、結構ですよというお話をいただいたいうことです。よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。日高推進委員さんも、今日は欠席です。今の説明していただきました、073-5の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願いいたします。 ございませんか？
？？？	はい。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-5の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第2号の農地法第4条の規定よる許可申請について。今月は1件上程されております。事務局の方で読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。申請番号が074-2。農地の所在は下田所××-×。登記地目が田。面積が788㎡。申請人が、□□□□さん。転用目的が、個人住宅を建設する為です。所要面積ですが、土地造成788㎡。個人住宅が2棟。187.12㎡です。転用理由ですが、個人住宅を建設する為となっております。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項ただし書により許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上1件です。
議　長	はい。ありがとうございます。これは、あの、本日欠席の服部委員さんの案件でして。推進委員さん。田中さんも欠席ですので、事務局の方で、この件に関しては説明をお願いいたします。

事務局	はい。服部委員さんが体調不良の為、欠席という事で。事務局から説明をさせて頂きます。場所ですが、地図が載っております。場所は、これの地図でいうと、東側の方に、写ってはないんですが、261 から旧 261 の入っていく。信号がある交差点があるかと思うんですけれども、そこから＆＆＆とか旧 261 の方に、ずっと約 300ｍぐらい、田所方面の方に入っていった。今、＊＊＊の工事現場。ちょうど、新しい＊＊＊が建つ場所から奥側といいます。側の方。にありまして、そこから、堂ところというんですけども。一本筋がありまして、そこの約 100ｍくらい入った場所になります。これ、このまま地図の西側の方に行くと行き止まり、というか山になって、行き止まりというな所になります。この案件なんですけれども、追認となっておりまして。この申請地なんですが、昭和 46 年頃に、この申請人の□□□□さんのお父さんにあたる方が、住宅を建設する為に、ここを造成されたということです。この度、この□□さんが広島の方なんですけれども、こちらには住んでおられなくてですね。空き家という事で、空き家の売買とかを考えておられる中でですね。色々資料を確認したところ、農業委員会の届出とか地目変更の方をしていないという事が発覚しまして、今回追認という形で申請をされております。現地の方はですね、先週 5 月の 18 日にですね。服部委員さんの方が現地の方は確認されておられまして、管理等は。空き家なんですが、管理等はきちんとされているような状況で、草とかも刈っておられるという事でした。チェックシート等も確認を現地でしていただいたという事で、問題ないということで、この度よろしくお願いします。という事でした。以上です。
議　長	ありがとうございました。先ほど、事務局の方から説明していただきましたけど。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願いします。
１２番	はい。
議　長	はい。大石委員さん。
１２番	ええと、788 ㎡ですので。非常に面積が広いと思うんですが。家以外のところは、更地なのか。斜面なのか。教えていただいたらと思います。
事務局	はい。この、地番が入っている方で見るとですね。××－×。という所が、こちらがですね。田んぼになっておりまして、若干、家よりも低いといいますか。こちらに、法面が少しあると。この縁取りをしているとこらへんになりますかね。が、この××-×の法面が少しあると。それ以外の、この道路側に向かっては進入路等になっておりまして、このちょうど、とがっているほうが道路から進入路ということで、こちら、ずっと駐車場ではないんですけど、フラットな状況になっております。
１２番	分かりました。
議　長	他にございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 074-2 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。今月は4件上程されております。事務局の方で、読み上げをお願いいたします。
事務局	はい。まず、申請番号075-1。農地の所在が井原××。登記地目が畑。面積が58㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人が★★★★さんです。転用目的は、従業員駐車場で。申請理由は、自家用車及び来客者用の駐車場兼自動車転回場にしたいです。所要面積ですが、土地造成が58㎡。進入路が内58㎡です。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号075-2。農地の所在は矢上××。登記地目が畑。面積が69㎡。同じく、矢上××。登記地目が畑。面積が69㎡。こちらは、無償の使用貸借権の設定です。譲渡し人は◇◇◇◇さん。譲受人が◆◆◆◆さんです。転用の目的が個人住宅。で、申請理由が、住宅が手狭になったので、実家に隣接する申請地に住宅を建設したいとなっております。所要面積ですが、土地造成が308㎡。住宅が123㎡。進入路が69㎡です。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号075-3。農地の所在が矢上××-×。登記地目が田。面積が266㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が949㎡。こちらが、有償の所有権移転です。譲渡し人が▽▽▽▽さん。譲受人が▼▼▼▼▼です。転用目的ですが、食肉加工場。で、申請の理由は、申請地に食肉加工場を新設する為となっております。所要面積ですが、土地造成が1215㎡。食肉加工場が441.40㎡です。この土地ですが、それぞれ、××-×が第2種農地。××－×が第1種農地となっております。こちらは、農用地区域除外済みで、それぞれ令和2年の11月5日。それから平成30年の6月29日に除外してあります。こちらですが、施行規則第33条第4項により許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号075-4。農地の所在が下亀谷××。登記地目が田。面積が1598㎡。同じく、下亀谷××。登記地目が田。面積が2652㎡。こちらが、無償の使用貸借権の設定になります。譲渡し人ですが、〇〇〇〇さん。譲受人が●●●●●です。転用目的は、作業用道路。で、申請理由が、発電所の工事の為重機搬入をするために工事用道路に一時的に転用するです。所要面積は、土地造成が150㎡。作業用道路が150㎡です。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。施行規則第33条第4項により許可できるものと判断しております。以上4件です。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局から、読み上げていただきました。続いて、審議の方に入っていきたいと思います。 申請番号075-1の件に関して、宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告、説明をお願いいたします。
１０番	では、よろしくお願いいたします。075-1番。ということで。こちらあの、前回に1月ぐらいに申請されて、おります。そこで、ちょっと残ったいうのもおか

	しいんですが。その土地が、下の位置図を見てもらえれば。家の横に、あったという事で、今回の申請になりました。この、土地は。うちの近所ということで、あの以前にもう、お父さんが。私と 60 年ぐらいに建具屋をやめて池を作っとられたと。その池を潰して、今更地としてから駐車場系ということでなっとるようで、特に水やら周囲になんたら、問題はないないと思われますんで、よろしくお願いします。まあ、この件につきましては、5 月 17 日に、☆☆さんが広島から帰られたんで。★★さんはおられなかったんですが、☆☆さんと一緒に現地確認等をしました。ちょうど、その以前にもちょうど、確認するという事で、そこの事務局の森田さんも確認できたんで。ちょっとあっこ、家の方で見たんで、近所なんで。ここだよって、確認されて帰っとります。一緒にはいっとりますんで。なんだ問題はないと思いますんで、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。藤田推進委員さんは、本日は欠席であります。先ほど、説明していただきました。075-1 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして、発言の方をお願いいたします。 ございませんでしょうか？
	(意見質問なし)
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 075-1 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 075-2 の件に関して、植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の説明をお願いします。
9　番	はい。よろしくお願いします。075-2 の件について、ご説明させていただきます。9 ページの地図をご覧下さい。あの、この地図は、切り図とあれが、ちょっと、あの反映されてないていうのは、まだ地籍が未了の為、この農地については、ちょっと、空中に浮いたような状態でございます。場所につきましては、矢上、須摩谷班でございまして、5 条-2 申請地と書いてある所の道路が、邑南の邑南農道の南線でございます。左下方面が、＊＊＊＊の方向。また、反対、まっすぐ右側に行くと井原、国道 261 にあたります。その手前の交差点を斜め上の方に上がりますと、元@@@の跡地、矢上商店街、石見中央線にあたるような関係位置になります。申請については、先ほど説明いただいた通りでございまして、申請者が自分の家を持ちたくて、農地を調べたところ、農地 2 筆が畑であったという事の申請でございまして、この申請も父よりか計画にあたっては、借り受けて計画に至ったような次第でございです。見ますのに、資金調達や近隣の了解等も、管理をしておるという事も聞いております。この件につきましては、5 月 15 日に申請人。それと、土地の所有者である父親。それと、三田推進委員と面談を致しました。今までの内容のことについて、聞き取り及び現地の確認をしながら、また、チェクシート等も照らして、問題ないと思いますので、審議の方よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん。付け加えたりする事はご

	ざいますか？
推12番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	ありがとうございます。先ほど、説明していただきました。075-2の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 ございませんでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号075-2の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号075-3の件に関しまして。植田委員さん。また、説明の方をお願い致します。
９　番	はい。続いて、よろしくお願いします。075-3番の案件でございます。有償での所有権移転の説明をさせていただきます。場所の関係もありますので。10ページの地図をご覧下さい。ちょっと、この、あのー。上3／2の上の方に、くの字になったような道路がございますが、これが、石見中央線でございまして。その交差点を斜め下に下った所が申請地となりますし、申請地の前が矢上高校の寮となるような位置関係になります。また、その申請地をずーっと、道路をずっと抜けると農道の邑南線にあたるような位置関係となります。この会社は、豚肉加工の加工販売をしたり、営業をしておられる会社でございまして。現在の会社は、この地図上で、▼▼▼と書いてありますが、その中に事務所もあったり、食肉加工場もあったりというような、関係で今まで発足された関係で、ちょっと手狭になったという事で、今回は父親より譲りうけて建設する運びとなった次第です。しかし、まだ、現在の農地の内の１筆××-×については、所有者の父が昭和51年頃に、もう、すでに農地転用せずに建物を建築したというような。あの事がございまして、建物もボチボチ老朽化に合わせて、この土地2筆を今回の工場の新築に計画をされたというような確認も聞いております。それで、そういう事で建物がありますので、今回、顛末書も書いて提出いただいたいうような事もございましてりして。今さらに農地を復旧することも実際に難しゅうございますので、このまんま進め、進めたいって、進めたいと思っているところでございます。資金調達の方も、日本政策金融公庫及び町内の金融機関等が前向きに考えているとのことで、問題なく進展するんではないかと思います。17日に▼▼の事務所で、現地も合わせて社長、三田推進委員と面談させてもらって、上記も経緯を聞いたり、事業計画書によって聞き取り、チェックシートに照らし合わせても確認しながら、問題ないんではないかと判断した次第でございます。審議の方、一つよろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進さん。何か付け加えることがございますか。
推12番	補足することありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。説明の方していただきました。075-3の件に関

	しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
１１番	ありません。
議　長	他にございませんでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 075-3 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 075-4 の件に関して。服部委員さん、欠席ですので、事務局の方。説明の方、お願い致します。
事務局	はい。075-4 について説明をさせていただきます。場所になりますが、11 ページの地図をご覧ください。亀谷の方で、この地図のですね。申請地の前にある道を左側に行くとですね、国道の 261 にぶつかります。で、ちょっとここには映ってないんですが、この、あの申請地。その 261 までの所にですね。￥￥保育園とか、＊＊＊といった福祉施設がある場所から入ってきた場所になりまして、ちょうど、この申請地の入り口の向かいの方がですね。昔、あの％％組さんの事務所が、ちょうど地図には、ちょっと建物が載ってないんですが。あるような位置関係になっております。申請人の●●●●●さん。なんですが、太陽光の管理等をしておる会社になりまして。ちょうど、あの、この地図のですね。下側の方に、昔の＆＆＆＆がありまして、太陽光パネルがずっと建設されているような場所になります。今回は、これ一次転用という事になりまして、その太陽光パネルを管理する管理道等がですね。昨年の秋ぐらいに、雨でですね。崩れてしまったと。太陽光パネル等の基礎とかを修理する必要がありまして。本題の、ゴルフ場に入る方の道の方はですね。太陽光パネルがビッシリ建ってる関係で、ちょっと重機がとても工事場所まで入らないという事がありまして。今回の申請地の場所なんですが。田んぼがありまして、元々ですね、田んぼの管理道が、ずっと、この地図の地籍図が入って、切り図を見ていただくと、ずっと赤道ようなものが元々ありまして。これは、あの田んぼを所有されてる〇〇さんの方が使われて、耕作をされておったというような状況です。今回、ちょっと、その既存の進入路だけだとですね。どうしても、その重機を入れるのにですね。軽トラ 1 台分ぐらいしかないという事で、入らないという事がありまして田んぼ側の方をですね。少し埋め立てて、進入路を約 1mほど拡張して、奥までの進入路を作るという事の一次転用となっております。反対側、その道の反対側。山なんですが、ちょっと、ここに水路がずっと通っておる関係で、水路を潰すとその下の方の農地。他の農地にも影響がでるという事で、今回やむなく、その田んぼ側の方を農地側の方を拡張されるという事でした。工事期間としては、年内いっぱいを予定されとりまして、一時転用の期間。許可期間も年内。7 年の 12 月 31 日までという事で、申請の方が挙がってきております。こちらも、服部委員さんが、18 日に現地の方確認されまして、実際この●●●●●で勤務されてる＃＃さんっていう方。とも面

	談といいますか。話の方されて、今のような経緯の方聞き取りをおこなっていただいております。チェックシート等確認しても、特に問題はないというふうにおっしゃられておりましたので事務局の方からの報告と説明をさせていただきました。以上です。
議　長	はい。ありがとうございます。事務局の方から説明をしていただきました。この件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 075-4 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、報告の第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について。12 件ございますが。これは、目を通していただきまして、質問がございましたら、挙手をして発言の方してください。しばらく、時間を取ります。 ～ご覧中～
議　長	質問の方はないようでしたら、報告ですのでこれで・・終わらせていただきまして。議題の方は以上で終わりまして。 続いて、4．のその他の事務連絡。 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、6 月 23 日（月）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印